

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）包摂的コミュニティプラットフォームの構築  
委託研究開発契約事務処理説明書 新旧対照表

2026年3月24日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

頁	新	旧	備考
4	2. 各種書類等の送付先 (郵送の場合) 〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 戦略研究支援部 SIP 担当グループ宛	2. 各種書類等の送付先 (郵送の場合) 〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 戦略企画部 SIP 担当グループ宛	
	II. 委託研究開発契約の概要		
	(2) 事務管理体制及び財務状況等に関する調査・確認		
11	<p>●スタートアップ企業等※については、法人税申告書一式（直近1年分）と資金繰り表の提出を求める場合があります。※スタートアップ企業等の定義は設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること、大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこととなります。</p> <p>法人税申告書一式とは、税務署にご提出された法人税申告書一式をいい、申告時に添付された財務諸表などのすべての書類を含みます。なお、上場企業については、財務状況資料の提出は不要です。</p> <p>資金繰り表にはNIBNとして様式の指定はありません。必要に応じAMEDから参考様式を公開しておりますので参考にしてください。必ずしもこのフォーマットに従う必要はありません。資金繰り表の作成期間は、直近の決算月の翌月より開始し、提出時期から1年までが最低期間となります。</p> <p>提出いただいた資料に基づき、NIBNは財務状況の確認を行います。財務リスクが高いと評価した場合、概算払いの調整や、NIBN専用口座による資金管理、残高試算表（期中の法人税申告書一式に替わるもの）や資金繰り表の確認期間の短縮（6ヶ月毎等）、を通知しますので対応をお願いします。</p> <p>これらの対応は、財務リスク評価により変更する場合があります。</p>	(新規)	スタートアップ企業等に関する記載追加
	III. 委託研究開発契約の変更・中止・一時停止の手続		
	1. 委託研究開発契約の変更の種別		
18	データマネジメントプランについて、個々の研究開発データとそのデータ管理者に変更がある場合（所属部署・役職変更のみであれば変更届）	データマネジメントプランに変更がある場合（所属部署・役職変更のみであれば変更届）	申請方法明確化のため追記
	IV. 執行について		
	4. 直接経費の取扱い		

頁	新	旧	備考
25	・為替差損	(新規)	取り扱い明確化のため新追加
	(1) <物品費>		
	(B) 定義		
	⑤年度を跨ぐ物品調達契約の締結について【大学等・企業等共通】		
31	<p>(i) 年度跨ぎの契約として認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注・契約から納品・検収までが、<b>全</b>研究開発期間内において年度を跨ぐ研究機器の購入など物品の調達。(例：国際入札による購入品、受注生産品、海外からの輸入品等)</li> </ul> <p>(ii) 年度跨ぎとして認められないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注・契約から納品・検収及び支払までが三ヶ年度以上となるもの。</li> <li>発注・契約、納品・検収が前年度に完了し、支払だけが年度を跨ぐもの。</li> <li>事業の<b>全</b>研究開発期間における初年度において、その契約締結以前に年度を跨ぐ契約を締結したもの。</li> <li>事業の<b>全</b>研究開発期間における最終年度において、その翌年度に跨ぐ契約を締結したもの。</li> </ul>	<p>(i) 年度跨ぎの契約として認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注・契約から納品・検収までが、研究開発期間内において年度を跨ぐ研究機器の購入など物品の調達。(例：国際入札による購入品、受注生産品、海外からの輸入品等)</li> </ul> <p>(ii) 年度跨ぎとして認められないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注・契約から納品・検収及び支払までが三ヶ年度以上となるもの。</li> <li>発注・契約、納品・検収が前年度に完了し、支払だけが年度を跨ぐもの。</li> <li>事業の研究開発期間における初年度において、その契約締結以前に年度を跨ぐ契約を締結したもの。</li> <li>事業の研究開発期間における最終年度において、その翌年度に跨ぐ契約を締結したもの。</li> </ul>	誤記修正
	(2) <旅費>		
	(A) 概略・定義		
	③旅費計上の対象区間		
35	旅費は、委託業務の用務に係る、出発から帰着までの交通費、日当、宿泊費等が対象となります。ただし、当該委託業務以外の用務が一連の出張に含まれる場合は、委託費として計上する部分と計上しない部分に区別してください。直接経費として計上できるのは、「委託業務の用務先」に向かう旅程に係る旅費、及び「委託業務の用務先」から「出発地」に戻る旅程に係る旅費となります。 <b>出張期間中の休日または私事のための滞留及び廻り路にかかる行程または日数に対しては旅費の計上はできません。</b>	旅費は、委託業務の用務に係る、出発から帰着までの交通費、日当、宿泊費等が対象となります。ただし、当該委託業務以外の用務が一連の出張に含まれる場合は、委託費として計上する部分と計上しない部分に区別してください。直接経費として計上できるのは、「委託業務の用務先」に向かう旅程に係る旅費、及び「委託業務の用務先」から「出発地」に戻る旅程に係る旅費となります。	取り扱い明確化のため追記
	⑥旅費における証拠書類等		
36	<p>(i) 証拠書類</p> <p>出張命令(依頼)書、外勤命令(依頼)書、旅費計算の明細書・精算書、搭乗券の半券、航空券購入時の領収書、タクシー・レンタカーの領収書(諸経費を含む)、出張報告書(様式任意)。外勤(移動距離100km未満)についても同様の扱いとします。なお、当該証拠書類については、研究開発機関の規程で不要としていても必要となりますのでご準備ください。<b>出張報告書は、外勤(日帰り出張)についても同様の取り扱いとなります。</b></p>	<p>(i) 証拠書類</p> <p>出張命令(依頼)書、外勤命令(依頼)書、旅費計算の明細書・精算書、搭乗券の半券、航空券購入時の領収書、タクシー・レンタカーの領収書(諸経費を含む)、出張報告書(様式任意)。外勤(移動距離100km未満)についても同様の扱いとします。なお、当該証拠書類については、研究開発機関の規程で不要としていても必要となりますのでご準備ください。</p>	取り扱い明確化のため追記

頁	新	旧	備考
37	<p>⑧海外出張旅費にかかる留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国内で発生する以下の経費は、消費税込み額で計上してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で発生する海外出張のための費用:海外出張における支度料、予防注射料、国内交通費、国内の空港使用料、発券手数料</li> <li>●海外出張における海外での旅費については、消費税の課税対象になりませんので、支出額をそのまま課税区分:課税対象外※で計上してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空運賃（燃油サーチャージ含む）、海外での空港使用料、交通費、日当、宿泊費等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※課税事業者の研究機関は、必要な場合に費目:その他で不課税消費税相当額を別途計上。</li> <li>●海外出張において、現地国の法令により課税される場合がありますが、海外の税金等に関しては税額控除する必要はありません。</li> </ul>	(新規)	取り扱い明確化のため新規追加
	(3) <人件費・謝金>		
	①人件費【大学等・企業等共通】		
	(vii) その他の留意事項		
42	●賞与の計算期間については、新規採択されたときは <b>研究開発期間開始日</b> から、2年目以降については、機関の規定にしたがって算出してください。	●賞与の計算期間については、新規採択されたときは採択後から、2年目以降については、機関の規定にしたがって算出してください。	誤記修正
	(iii) エフォート適用者の取扱いについて		
	(b) 業務開始時		
	② 人件費計上時の作成様式		
44	●エフォート申告書を受理した人事責任者等は、「エフォート証明書」【経理様式 B-6】を研究推進法人に提出してください。また、エフォートが変更になった場合の提出時期は <b>参加者リスト</b> に準じるものとします。	●エフォート申告書を受理した人事責任者等は、「エフォート証明書」【経理様式 B-6】を研究推進法人に提出してください。また、エフォートが変更になった場合の提出時期は変更届に準じるものとします。	事務作業の簡素化による修正
	(e) 留意事項		
45	●「エフォート申告書」【経理様式 B-1】、「エフォート報告書」【経理様式 B-2】、及び <b>エフォート証明書</b> 【経理様式 B-6】と同等の様式の備えがある場合には、研究開発機関の様式で代替することが可能です。	●「エフォート申告書」【経理様式 B-1】、及び「エフォート報告書」【経理様式 B-2】と同等の様式の備えがある場合には、研究開発機関の様式で代替することが可能です。	提出様式明確化のため追記
	③研究代表者 (PI) の人件費の支出について		
46	・研究力向上のための制度 (PI 人件費) の利用を希望する場合は、研究開発提案書、及び、研究開発計画書に必ず記載すること。また、当該制度に係る計上額は、年度途中で増額することはできません。	(新規)	機関での実施事項明確化のため追記
	(4) <その他>		
	(B) その他の経費の定義		
	⑭論文投稿料について		
57	論文投稿料は、参加者リストに記載のある研究者による投稿した論文のタイト	論文投稿料は、参加者リストに記載のある研究者による投稿した論文の	手続き明確化のため

頁	新	旧	備考
	<p>ル、概要、執筆者、本事業の支援による謝辞がわかる資料を証憑として保管してください。また、当該論文の採択又は不採択等の通知を受理した年度の経費として計上してください。論文をオープンアクセス化するために必要な掲載料あるいは論文処理費用（Article Processing Charge、APC）は、直接経費として処理することが可能です。後払いの場合は、請求書受領日を検収年月日として計上してください。</p>	<p>タイトル、概要、執筆者、本事業の支援による謝辞がわかる資料を証憑として保管してください。また、当該論文の採択又は不採択等の通知を受理した年度の経費として計上してください。</p>	<p>め追記</p>
	<p>5. その他の直接経費に係る留意事項</p>		
	<p>(3) 直接経費の収支管理</p>		
<p>61</p>	<p>●委託研究実施の過程で発生した収入の取扱いについて 委託研究実施の過程で発生した収入は収支簿の収入欄に計上して下さい。研究計画策定の時点で、収入が発生すると見込まれる場合は、NIBN 担当者に事前にご相談ください。また、委託研究の実施に伴い、当初の研究計画にない収入が発生した場合においても、NIBN に速やかにご相談ください。 ※収入と支出を相殺して計上することはできません。 ※証拠書類については保管・整備をお願いします。</p>	<p>(新規)</p>	<p>収入の取り扱い明確化のため追記</p>
	<p>8. 委託研究開発費の 研究推進法人 から研究開発機関への支払いについて</p>		
	<p>(5) スケジュール</p>		
<p>68</p>	<p>2026 年度のスケジュール等は下記のとおりです。</p> <p>2026 年 ●5 月下旬… 2026 年度委託研究開発費に関する覚書の締結(研究開発機関・研究推進法人) ●6 月中旬頃… 委託研究開発費の請求 1 回目(研究開発機関→研究推進法人) ●6 月下旬頃… 支払い手続(研究推進法人→研究開発機関) ●5 月 31 日迄… 2025 年度委託研究開発実績報告書等の提出 (研究開発機関→研究推進法人) ●6 月～7 月頃… 2025 年度確定検査(研究開発機関・研究推進法人) ●10 月下旬頃…2026 年度委託研究開発費に関する変更覚書の締結 (必要に応じて。研究開発機関・研究推進法人) ●11 月中旬頃… 委託研究開発費の請求 2 回目(研究開発機関→研究推進法人) ●11 月下旬頃…支払い手続(研究推進法人→研究開発機関) 2027 年 ●1 月～2 月頃…2026 年度中間検査(研究開発機関・研究推進法人)</p>	<p>2025 年度のスケジュール等は下記のとおりです。</p> <p>2025 年 ●4 月下旬頃… 2025 年度委託研究開発費に関する覚書の締結 (研究開発機関・研究推進法人) ●5 月中旬頃… 委託研究開発費の請求 1 回目 (研究開発機関→研究推進法人) ●5 月下旬頃… 支払い手続(研究推進法人→研究開発機関) ●5 月 31 日迄… 2024 年度委託研究開発実績報告書等の提出 (研究開発機関→研究推進法人) ●6 月～7 月頃… 2025 年度確定検査(研究開発機関・研究推進法人) ●10 月下旬頃…2025 年度委託研究開発費に関する変更覚書の締結 (必要に応じて。研究開発機関・研究推進法人) ●11 月上旬頃… 委託研究開発費の請求 2 回目(研究開発機関→研究推進法人) ●11 月中旬頃…支払い手続(研究推進法人→研究開発機関)</p>	<p>年度更新</p>

頁	新	旧	備考
	<p>繰越を行う研究開発機関 2026年●12月18日迄・・・繰越申請(研究開発機関→研究推進法人) 2027年●1月中旬・・・繰越承認(研究推進法人→研究開発機関) ●3月末日迄・・・繰越に関する覚書締結(研究開発機関・研究推進法人)</p>	<p>2026年●1月～2月頃・・・2025年度中間検査(研究開発機関・研究推進法人) 繰越を行う研究開発機関 2025年●12月19日迄・・・繰越申請(研究開発機関→研究推進法人) 2026年●1月中旬・・・繰越承認(研究推進法人→研究開発機関) ●3月末日迄・・・繰越に関する覚書締結(研究開発機関・研究推進法人)</p>	
	9. 証拠書類の管理について		
	(2) 「委託費 [直接経費] 収支簿」【経理様式 A-2】の記載方法について		
69	②旅費：旅行者名、旅行内容（打合せ・会議名等）、用務地、 <b>日程</b>	②旅費：旅行者名、旅行内容（打合せ・会議名等）、用務地、旅行期間	記載の統一に伴う修正
	(3) 「委託費 [直接経費] 収支簿」【経理様式 A-2】の摘要欄における省略記載について		
69	① 物品費： <b>品名、数量</b>	① 物品費：	記載内容明確化のため追記
70	② 旅費： <b>出張件名（打合せ・会議名等）、出張者、日程、用務先</b>	③ 旅費：	記載内容明確化のため追記
70	用務地、 <b>日程</b> の省略について	用務地、旅行期間日程の省略について	
70	③人件費・謝金： <b>作業者名（人件費積算書がある場合は代表者）、従事期間（〇月分等）、謝金はさらに支払い事由</b>	④ 人件費・謝金：	記載内容明確化のため追記
	(4) 留意事項		
70	●上記関係書類の保存期限は、 <b>全</b> 研究開発期間終了日の属する年度末の翌日から5年間です	●上記関係書類の保存期限は、当該研究開発期間終了日の属する年度末の翌日から5年間です	誤記修正
	10. 物品等の取扱いについて【大学等】		
	(2) 物品の管理		
71	●研究開発機関は <b>全</b> 研究実施期間中、提供物品を無償で使用することができます。研究開発機関及び研究開発担当者は、提供物品（消耗品扱いとなる物品等も含む）を善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。	●研究開発機関は研究実施期間中、提供物品を無償で使用することができます。研究開発機関及び研究開発担当者は、提供物品（消耗品扱いとなる物品等も含む）を善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。	誤記修正
	11. 物品等の取扱いについて【企業等】		
	(2) 物品の管理		
73	①研究開発機関にて管理対象となる物品等 研究開発機関は <b>全</b> 研究開発実施期間中、研究推進法人 帰属の取得物	①研究開発機関にて管理対象となる物品等 研究開発機関は研究開発実施期間中、研究推進法人 帰属の取得	誤記修正

頁	新	旧	備考
	品及び提供物品を無償で使用することができます。研究開発機関及び研究開発担当者は、下記報告対象物品等以外（消耗品扱いとなる物品等）も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。	物品及び提供物品を無償で使用することができます。研究開発機関及び研究開発担当者は、下記報告対象物品等以外（消耗品扱いとなる物品等）も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。	
75	<p>③試作品について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業会計上、研究開発費用として認識される取得価格 50 万円以上（消費税込み）の試作品（ソフトウェア含む）は、固定資産には含まれません。例えば、研究推進法人 が委託する研究開発の過程で構造や機能解析のために製作される汎用性のない試作品・試作用機器等（ソフトウェア含む）は、固定資産として報告する必要はありません。</li> <li>●下記の要件のどちらも満たす試作品又はその一部を資産として 研究推進法人 に報告する場合においては、耐用年数期間中は処分することができないこと、及び、耐用年数経過後、研究推進法人 評価額にて譲り受けていただくこととなります。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 取得価額が 50 万円以上（消費税込み）で、かつ耐用年数 1 年以上である</li> <li>2) <b>全</b>研究開発期間終了後も使用を予定している</li> </ol>	<p>③試作品について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業会計上、研究開発費用として認識される取得価格 50 万円以上（消費税込み）の試作品（ソフトウェア含む）は、固定資産には含まれません。例えば、研究推進法人 が委託する研究開発の過程で構造や機能解析のために製作される汎用性のない試作品・試作用機器等（ソフトウェア含む）は、固定資産として報告する必要はありません。</li> <li>●下記の要件のどちらも満たす試作品又はその一部を資産として 研究推進法人 に報告する場合においては、耐用年数期間中は処分することができないこと、及び、耐用年数経過後、研究推進法人 評価額にて譲り受けていただくこととなります。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 取得価額が 50 万円以上（消費税込み）で、かつ耐用年数 1 年以上である</li> <li>2) 研究開発期間終了後も使用を予定している</li> </ol>	誤記修正
75	<p>⑥<b>全</b>研究開発期間終了後の物品等の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>全</b>研究開発期間終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、研究開発機関に有償譲渡するものとします。</li> </ul>	<p>⑥研究開発期間終了後の物品等の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●研究開発期間終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、研究開発機関に有償譲渡するものとします。</li> </ul>	誤記修正
75	<p>⑦<b>全</b>研究開発期間終了後の物品等の取扱いについて(再委託先である企業等が取得、設置の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>全</b>研究開発期間終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、再委託先に有償譲渡するものといたします。</li> </ul>	<p>⑦研究開発期間終了後の物品等の取扱いについて(再委託先である企業等が取得、設置の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●研究開発期間終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、再委託先に有償譲渡するものといたします。</li> </ul>	誤記修正
	14. その他		
87	<p>(4) <b>追跡調査、フォローアップ調査等</b>について</p> <p>国の<b>研究開発評価に関する</b>大綱的指針に基づいて実施する追跡評価、<b>独立行政法人通則法に基づいて実施される主務大臣の評価等</b>において使用するため、<b>研究開発の実施中又は研究開発終了後に追跡調査、成果展開調査等の調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等の調査</b>を行います。研究推進法人 の担当者から調査依頼を受けた場合、研究開発機関においては<b>回答するなどの協力義務が生じます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>担当者が変更となった場合の情報のアップデート等についても協力願います。</b></li> <li>・<b>NIBN が他者に委託して上記の調査を行う場合も含まれます。</b></li> </ul>	<p>(4) テーマ終了後の調査について</p> <p>国の大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価を行うため、研究開発終了後に追跡調査や成果展開調査等の調査を行います。研究推進法人 の担当者から調査依頼を受けた場合、研究開発機関においては協力義務が生じます。</p>	フォローアップ調査の実施に伴う変更修正
	VI. 知的財産について		

頁	新	旧	備考
	2. 知財委員会		
94	● 商標の出願・権利化に関しては、知財委員会の役割の範囲外のため、対応外とするが、研究開発成果のブランド化は社会実装に重要であるため、商標を出願し、または登録になった場合は、次項の「各種知財様式の 研究推進法人への提出について」に従い、その旨を NIBN に届け出ること。	(新規)	知財委員会での商標の取り扱い変更に伴う追記
	5. 成果発表等における事業名の明示		
104	記載例（英文）： This <b>research</b> was supported by <b>the Cabinet Office</b> , Council for Science, Technology and Innovation (CSTI), <b>through the</b> Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (SIP), "Innovation of Inclusive Community Platform" Grant Number JPJ012248 (Funding Agency: National Institutes of Biomedical Innovation, Health and Nutrition).	記載例（英文）： This work was supported by Council for Science, Technology and Innovation (CSTI), Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (SIP), "Innovation of Inclusive Community Platform" Grant Number JPJ012248 (Funding Agency: National Institutes of Biomedical Innovation, Health and Nutrition (研究推進法人)).	知財委員会コメントに従った謝辞記載例（英文）の修正